

## 幻の人権委員会構想－昭和29年「人権委員会設置法案」

金 子 匡 良\*

### Unrealized Plan to Establish the Human Rights Commission – Human Rights Commission Bill, 1954

Masayoshi Kaneko

(abstract)

In 2002, the Japanese government submitted the Protection of Human Rights Bill to the Diet in order to establish the Human Rights Commission. Although it is assumed that this bill is the first attempt to found the Commission in Japan, the same kind of bill had been submitted in 1954. That was the Human Rights Commission Bill. The proposal was not realized, however, it gives us many suggestions about human rights policy. Looking back upon the previous idea of the Commission, this paper examines the state of human rights and the human rights legislations in Japan.

キーワード：人権委員会、国内人権機関、人権委員会設置法案、人権擁護法案、人権救済

はじめに

2002年、政府は人権擁護法案を国会に提出した。この法案は、種々の差別や虐待などを人権侵害と定義づけ、すべての者に対して、そうした行為を行うことを禁止するとともに、人権侵害を受けた者を救済する機関として、人権委員会を設置するためのものであった<sup>1</sup>。人権委員会のように、人権救済を担う独立した国家機関を国内人権機関といい、1970年代以降、世界各国で様々な国内人権機関が設立されてきた<sup>2</sup>。とりわけ1992年に国連でパリ原則<sup>3</sup>が採択されてからは、この潮流に拍車がかかり、国内人権機関の設立が相

\* 高松短期大学秘書科講師。2008年12月17日提出。

次いでいる。人権擁護法案はこうした世界的動向に沿って、日本版の国内人権機関として人権委員会を設立し、それによって日本の人権状況の改善を目指そうとするものであった。しかし、この法案は、マスメディアを規制の対象に含めるなど問題点が少なくなく、各方面から強い批判を受けたため、2003年に廃案となった。その後、何度か再提出が図られたものの、現在に至るまで日の目をみることなく、結果として、日本には国内人権機関が存在しないという状態が続いている<sup>4</sup>。

人権委員会制度は、1965年に設けられたアメリカ雇用機会均等委員会や、1976年に創設されたイギリス人種平等委員会などにその原型を見ることができるが、「人権委員会」という名を冠した機関は、1977年に発足したニュージーランド人権委員会や、翌1978年に設立されたカナダ人権委員会が初めての例である。人権擁護法案は、これらの先進例から30年遅れて人権委員会の創設を目指したものであるが、この30年という時差に日本の人権立法の後進性が現れしており、しかもその人権擁護法案さえ廃案になったという事実は、日本の人権政策の重大な欠落点を示すものといえよう。

ところで、一般に人権擁護法案は、日本で国内人権機関の創設を目指した最初の試みであったと認識されているが、実はかつて日本においても、欧米諸国に先だって、人権委員会の設立が議論され、そのための法案が提出されたこともあった。それが1954年に国会に上程された「人権委員会設置法案」である。野党議員によって提出されたこの法案は、成立することなく時の流れの中に埋もれてしまったが、実効的な人権救済制度の確立が叫ばれている今日、半世紀前の人権委員会構想を振り返り、その内容や背景を再考することも、あながち無意味なことではなかろう。

## 1. 法案の内容

人権委員会設置法案は、1954年（昭和29年）3月31日に、亀田得治（社会党）、一松定吉（国民民主党）、楠見義男（緑風会）、羽仁五郎（無所属）ら10人の参議院議員によって、第19回国会の参議院に提出された。（添付資料参照）

この法案の趣旨は、法務省の人権擁護局を廃止して、新たに法務省の外局として「人権委員会」を設立し、既存の人権擁護委員を新設される人権委員会の下に置くことにあった。人権委員会は、国家行政組織法第3条に基づく独立行政委員会（いわゆる3条委員会）として設置され、「独立してその職権を行う」（4条）こととされた。そのため、委員

長及び委員の任命にあたっては、両議院の同意が必要とされ（6条）、また心身の故障や職務上の義務違反等の理由がない限り、罷免できないと規定されるなど（8条）、独立性の保障に特に配慮がなされていた。

人権委員会は、委員長及び4人の委員によって構成されるが（5条）、そのうち3人以上が同一の政党に属してはならないとされ（6条）、政治的中立性の確保が求められていた。このような規定が盛り込まれた背景には、この法案の提案者に参議院の非政党化を求める緑風会の議員が2人（宮城タマヨ、楠見義男）含まれていたことが、少なからず影響を与えたものと推測される。

人権委員会の主たる権限は、①人権侵犯事件又は人権侵犯を生ずるおそれのある事件につき、調査や情報収集を行うこと、②人権侵犯事件又は人権侵犯を生ずるおそれのある事件に関し、その救済・予防のため、関係機関への勧告やその他適切な措置をとること、③民間における人権擁護運動を助長すること、④人権擁護委員に関する事務を行うこと、⑤人身保護、貧困者の訴訟援助その他の人権擁護に関する事務を行うこと、などとなっているが（3条）、これは当時から現在に至る法務省人権擁護局及び人権擁護委員の所掌事務とほぼ同じであり（法務省設置法4条26号～29号、及び人権擁護委員法11条参照）、職務や権限の面で人権委員会に特に新規性があるわけではない。また、救済手続についても、法案は「人権侵犯事件又は人権侵犯を生ずるおそれのある事件があると認めるときは、その救済又は予防のため、関係機関に勧告をし、その他適切な措置をとることができる」（19条）と規定するにとどまり、具体的な救済方法は示していない<sup>5</sup>。

すなわち、新たに人権委員会を設置するとはいっても、調査・救済の実施という面では、それまでの法務省人権擁護局やその出先機関である各地方法務局の人権擁護課（高裁所在地においては法務局人権擁護部）、及び人権擁護委員が行ってきた手法を踏襲することが予定されていたと推測される。したがって、人権委員会設置法案の主眼は、法務省による人権行政の内容を抜本的に見直すというよりは、人権行政を法務省本省の所掌から引き離し、独立性の高い人権委員会に帰属させるという組織改編と権限移譲にあったといえる。法案が救済対象となる人権侵害の内容について一切触れていないのもそのためであろう。この点、人権擁護法案が人権侵害行為に対する規制法という性格と、救済機関の設置法という2つの性格を有していたのに対し、人権委員会設置法案は、文字通り機関設置法としての性格しか持たないものであったといえよう。（人権委員会設置法案と人権擁護法案の比較については、以下の表を参照。）

### ◆人権委員会設置法案と人権擁護法案の比較

	人権委員会設置法案 (1954年提出・1955年廃案)	人権擁護法案 (2002年提出・2003年廃案)
提案者	亀田得治ら野党参議院議員	内閣
目的・内容	人権委員会の設立	人権侵害行為の禁止 + 人権委員会の設立
規制の対象となる人権侵害行為	規定なし	①不当な差別的取扱い、②不当な差別的言動、③虐待、④差別張り紙等の差別助長行為、⑤名誉侵害・過剰取材等のメディアによる人権侵害など
救済機関	人権委員会	人権委員会
人権委員会の委員数・任期	5人・5年 ※3人以上が同一の政党に属する者であってはならない	5人・3年 ※一方の性が2人未満にならないように努める
委員の任命権者	法務大臣	内閣総理大臣
救済手法	①関係機関に対する勧告及びその他の適切な措置 ②勧告に基づいてとった措置についての報告要求	①一般救済 助言・紹介・援助・説示・指導・調整・通告・告発 ②特別救済(特定の悪質な人権侵害についてのみ可能) 調停・仲裁・勧告・公表・訴訟援助・訴訟参加・差別助長行為に対する差止請求訴訟の提起
調査	出頭要求、報告要求、情報・資料の提出要求	出頭要求、質問、文書・物件の提出要求、立入検査
罰則	なし	特別救済に関わる調査の拒絶・妨害に対して30万円以下の過料を科すことができる

## 2. 法案の審議

参議院に提出された人権委員会設置法案は、内閣委員会に付託された。法務省の外局として人権委員会を設置するという内容の法案が、なぜ法務委員会ではなく、内閣委員会に付託されたのかは定かでないが、後に述べるように、当時、行政管理庁が主体となって、

行政機構改革が進められており、その一環として人権擁護局の廃止が検討されていた。この法案も、人権擁護局の廃止を盛り込んでいるため、行政管理庁関連の施策を審議する内閣委員会にかけられることになったのだと思われる。

法案の実質的な審議が始まったのは、1954年4月16日であった。このとき提案者を代表して、亀田得治が提案理由の説明を行った。その中で亀田は、人権委員会の必要性を次のように説いている<sup>6</sup>。

「人権擁護局は、その発足の当時におきましても、その定員及び予算が、甚だ不十分でありますましたが、その後、行われました行政機構改革のたびごとに、この定員も予算も漸次、縮減されまして、その結果、所期の活動を十分行い得ない現状であります。…重大な国民の基本的人権を擁護する行政の中枢機関として、現状の形のままで果してよいのか、どうか。私どもは再三、再四この点を熟考いたして参つたのであります。…この重大な任務と使命とを負荷されておる行政機関が単に法務省の一内部部局であるということは、決して新憲法の精神に副うゆえんでないと思われるのであります。以上申述べました諸点を彼此、勘案いたしました結果、私どもは現在の人権擁護局を発展的解消する趣旨を以ちまして、この際これを廃止し、これに代えて、法務省の外局として、人権委員会を設け、以て国民の基本的人権の尊重という旗印を高く掲げることが、新憲法の精神を具現し、ひいては、わが国の国際信用を高めるゆえんであると信ずるのであります。」

この提案理由説明に見られるように、提案者の意図は、人権行政の内容的な改革にあつたというよりも、予算や人員から見て脆弱な人権擁護局を強化するために、人権委員会へと発展的に解消することにあったといえる。

こうした提案者側の説明に対して、三浦寅之助・法務政務次官が政府を代表して反対意見を述べた<sup>7</sup>。そこでは、①この法案は人員と予算の増加を伴うものであり、行政機構の簡素化と緊縮予算という政府方針に反すること、②人権擁護局が法務省の内局であるために、事務の執行に当たって不便があったり、公正性に疑義が生じるようなことはないこと、③人権委員会を設けることによって、事務の能率を上げることができるかどうか疑問があること、などが反対の理由として挙げられた<sup>8</sup>。

こうした政府側の反対論に対して、提案者側は、①行政機関による人権侵害事案の調査・救済は、「一種の司法的な仕事を行政的な機構で迅速に処理する」ことであるので、独立行政委員会に委ねるのが適切であること、②人権救済機関は、一般の行政官庁に対して、ある程度の独立性を持っていなくてはならないこと、という2点を強調し、人権委員

会の必要性を改めて説いて再反論した<sup>9</sup>。

国会審議では、この他に、人権委員会委員の5年という任期が長過ぎないかという問題や、実効的な活動を行うには、どのくらいの予算と人員が必要かといった問題が議論となつたが、結論を得るには至らず、次の第20回国会に継続された。しかし、第20回国会では、実質的な審議はされないまま再び継続審議となり、続く第21回国会において衆議院が解散されたため、法案は審議未了のまま1955年に廃案となった。その後、同法案が再び国会に提出されることなく、まさに「幻の法案」として、次第に忘れ去られていったのである<sup>10</sup>。

### 3. 法案の背景

先に述べたとおり、人権委員会設置法案の趣旨は、法務省人権擁護局の抜本的な機構改革にあったが、この時期にそうした改革が必要とされた理由は次の2点にあったと考えられる。ひとつは、年を追うごとに人権侵害事案が増大・深刻化しているにもかかわらず、人権擁護局がそれに実効的に対処できていないという現実であり、もうひとつは、にもかかわらず人権擁護局そのものを廃止しようという動きが活発化していたという事情である。

当時の人权状況を法務省人権擁護局が集計した人权侵犯事件の統計で見てみると、人权侵犯事件の受理件数は法務省人権擁護局が発足した1948年度は40件であったものが、49年度178件、50年度1,975件、51年度3,227件、52年度5,383件、53年度7,059件と激増し、それに応じて未処理の案件も53年度には1,000件を超えた<sup>11</sup>。これに対し当時の人权擁護局の人員は、局長を含めて14名しかおらず（この中には給仕やタイピストなど、人权擁護の職務に直接関わらない者も含まれている）、一つの局としては、法務省内はおろか政府全体から見ても極めて少人数であった<sup>12</sup>。また、全国49カ所の法務局・地方法務局にある人权擁護課（部）の職員は155名であり（ただし他の部署との兼職を含む）、平均すると一カ所につき3名の職員しかいなかった。このため、激増する人权侵犯事件を前にして、当時の人权擁護局は機能不全に陥っていたと思われ、それが1,000件を超える未処理事案という形となって現れていたと推察される。

他方、当時の人权侵犯事件を内容的に見てみると、その特徴として、①公務員による人权侵害、特に警察官の逮捕や取り調べにおける人权侵害が多かったこと、②子どもを借金

の形に農家で奉公させたり、養子縁組を隠れ蓑に芸娼妓として奉公させるといった人身売買が横行していたこと、③村八分といった前近代的な人権侵害が残存していたこと、などが挙げられる<sup>13</sup>。①についていうならば、他省庁の公務員による人権侵害、とりわけ警察官の職務上の人権侵害に関して、法務省の一セクションである人権擁護局が積極的に調査・救済を行うことは、縦割り意識の強い日本の行政の中においては、そもそも期待できることではない。②や③についても、これを救済するには、全国各地の農村等に調査に赴かなければならず、人員・予算等に限りのある人権擁護局には荷が重すぎるといえる。

このように、当時の人権擁護局は、その規模から見ても、また対処すべき人権侵犯事件の内容から見ても、もはや能力の限界に達していたといえ、それが人権委員会設置法案の提出を促した一つの理由であったと考えられる。

その一方、当時の政府は、行政機構改革の名の下に、度々、人権擁護局を廃止しようとした画策していた。1948年に当時の法務庁に人権擁護局が置かれた際は、政府をして、人権擁護は「新しい法務庁の最も特色とするところであり、或る意味においてはこれが中心的な任務であると申してよいくらい大切な意味をもったものであります<sup>14</sup>」と位置づけながら、1952年に法務庁の後進である法務府を現在の法務省に改組する際には、早くも人権擁護局の廃止が企図された。すなわち、人権擁護局を局から課に格下げし、民事局に統合することを含んだ法務省設置法案が政府によって国会に上程されたのである。この法案は衆議院を通過したものの、参議院の審議において野党からの強い反対に遭ったため、修正せざるを得ず、結局、人権擁護局の廃止は見送られた。

しかし、その後も同様の動きは度々生じ、1953年には行政管理庁において、人権擁護局を民事局と統合して民事人権局にするとの案が検討され<sup>15</sup>、また1954年には自由党行政改革特別委員会が、人権擁護局を大臣官房に移し、人権擁護部に改組するとの案を行政管理庁に提案した<sup>16</sup>。このように、人権侵害が数においても内容においても深刻さを増す一方で、人権擁護局を廃止しようという動きが活発化していたことが、人権委員会設置法案の提出に至った第二の理由であると考えられる<sup>17</sup>。

これらの直接的な要因に加えて、当時の政治状況も人権保障に対する危機感を抱かせるものであった。50年代初頭はいわゆる「逆コース」の時代であり、1952年には破壊活動防止法が成立し、1954年にはそれまでの市町村警察を廃止して、警察機構の中央集権化を図るために警察法改正が行われた。人権委員会設置法案は、このような時代状況を背景に提案されたものであり、そこには労働運動や市民運動の規制を目指す政府から、いかに人権

を守るかという危機意識があったと思われる。

#### 4. 法案の着想

亀田得治ら人権委員会設置法案の提案者が、何から法案の着想を得たのかは明らかではないが、戦後改革の中でアメリカ型の独立行政委員会の制度が導入され、政府から一定の独立性を保つべき行政分野で、公正取引委員会や公安委員会といった独立行政委員会が設立されていた当時の状況を鑑みれば、人権行政を独立した委員会組織に委ねようとの制度設計に思いが至ったとしても、何ら不思議なことではなく、むしろ自然な発想であったといえよう。

人権行政を独立した組織に委ねるべきとの構想は、亀田らの独創ではなく、すでに人権擁護局が発足した1948年には、同様の主張がなされていた。例えば、森眞一郎は「殊にわれわれが怪訝にたえぬのは人権擁護局が法務庁の一局として設けられたことである。…われわれがこのさい要望したいのは、人権擁護局を独立官庁とし他の一般官庁と対照的地位におくとともに人権擁護に関する民間団体とも緊密な連環を保ちつつ、…人権擁護局をして、新憲法の保障する人権擁護の要衝たらしめたいことである」と述べ、人権行政を独立した機関に所掌させることを提案している<sup>18</sup>。また、法務庁設置法案<sup>19</sup>の審議に際しても、自由党の北村一男が、人権擁護は「政府全体の問題でありますから、法務庁にこんなものを置かんで、…内閣全体としてこういう制度をお考えになってはどうか」と問題提起をしている<sup>20</sup>。

同様に、人権擁護局の廃止が議論された1952年の国会では、後に人権委員会設置法案の提出者となる緑風会の楠見義男が、人権擁護局は「同一政府部内における一つの局というよりも、独立した行政委員会的な機能を發揮して、そうして人権擁護の仕事に携わるという行き方はどうであろうか」と提案している。また、改進党の三好始も、「人権擁護局の仕事の性質は、どちらかと言えば審判的な性質も持っている」のであるから、「例えば国会の承認を得て委員に任命して、事務局として適當な人数をそれに付けて人権擁護の仕事をさせて行く、これが性質から言って適當なんじゃないか」と述べ、新たな独立行政委員会を設置して、そこに人権行政を移管することを提唱した<sup>21</sup>。

以上のように、人権行政を政府から独立した機関に委ねるという発想は、すでに人権擁護局の発足当初から連綿と主張されていたものであり、亀田らが提出した人権委員会設置

法案は、この種の主張を取り込んで、人権擁護局の格上げと強化を狙うものであったといえる。「人権委員会」という名称についても、当時すでに国連の中に人権委員会が設置され、また各地の弁護士会が人権擁護委員会を置いていたため、決して馴染みにくい名称ではなかったと思われる。

## 結 語

1948年に人権擁護局が設置されて以来、日本の人権行政はここを中心に実施されてきたが、如上の通り、その実効性には当初より疑問が付されていた。1954年に提出された人権委員会設置法案は、増大する人権侵害事案と「逆コース」をたどる政治・社会情勢を背景にして、機能不全に陥った人権行政の改革を目指そうとするものであった。結果的に成立を見なかったとはいえ、人権行政を独立した委員会に委ねようという構想は先駆的なものであり、欧米諸国に先立ってこうした構想が法案化されたことの意義は少なくない。仮にこの法案が成立し、人権委員会が設立されていれば、それは世界で初めての人権委員会として記憶され、またその後の日本の人権保障にも多くの貢献をなしたはずである。

人権委員会設置法案が廃案になった後も、深刻な公害事件や公安・労働事件が頻発するなど、人権を取り巻く環境には厳しいものがあったが、当時は人権委員会の設置が再び提唱されることとなかった。その最大の理由は、法案が廃案になった1955年以降、法務省人権擁護局を廃止しようという政府側の動きが途絶えたことにあると思われる。もともと人権委員会の構想は、人権擁護局の廃止や骨抜きを目論む動きに対するアンチテーゼとして提案されたものであったため、こうした動きが弱まるとともに、人権委員会の設立を求める声も小さくなっていたのであろう。

1950年代の人権委員会構想は、人権行政を担う国家機関を維持するという点に重点を置き、個々の人権侵害をどのように救済していくかという救済手続の側面は、相対的に軽視していた。人権委員会設置法案に、規制対象となる人権侵害の類型や内容、及び具体的な救済手続に関する規定がなかったのはそのためであろう。それゆえ、人権擁護局の廃止の危機が去ると、人権委員会の設置を求める必要性は薄れ、人権委員会設置法案も、省みられることなく忘れ去られていったのである。本来であれば、単に組織的な面だけではなく、機能的な面においても、人権委員会の必要性・有用性を訴え、その設立を求め続けることが望まれたが、残念ながらそれは当時の人権委員会構想の限界を超えるものであつ

た。

翻って現在を見ると、人権をめぐる状況は当時と同様に多くの困難を抱えている。国際化や高度情報化といった社会の複雑化に伴って、人権問題はますます多様化・深刻化する一方、法務省人権擁護局は依然として人員・予算ともに不十分な状態が続いている。人権救済機関としての役割を十分に果たしているとはいえない。加えて、自由競争社会が称賛され、自己責任が過度に強調される中で、社会的格差が急激に増大し、社会的・経済的弱者の人権や生活、ひいては生命までもが脅かされるという事態が生じている。あるいは、「水と安全はタダ」という安全神話の崩壊に伴って、「体感治安」の悪化が叫ばれ、国家なかんずく警察による治安確保を求める声が高まっており、その延長線上で、市民活動への規制や監視の動きが強まっているというのも近年の特徴である。

こうした時代状況の中で、排除や差別の対象となりやすい社会的マイノリティの人権を守っていくためには、政府から一定の独立性を保ち、かつ実効的な権限を伴った人権救済機関が不可欠である。そのためにも、過去2回の挫折を乗り越えて、現在の社会状況に適した新たな人権委員会を構想し、実現させるべきであろう<sup>22</sup>。

1950年代と現在とを比較して大きく異なるのは、かつては人権委員会の設立は純粋な国内問題であったのに対し、現在では国際的な要請となっているという点である。先に述べたとおり、国連パリ原則の採択によって、人権委員会に代表される国内人権機関の設立は、各国に共通した政策課題として位置づけられ、国連もこれを推奨している。日本に対しても、国連の規約人権委員会などが、再三にわたって国内人権機関の設立を求めており、2008年に国連自由権規約委員会が日本に対して提示した最終見解<sup>23</sup>でも、「主な懸念事項及び勧告」のひとつとして、国内人権機関の不存在が取り上げられた。その中で自由権規約委員会は、「委員会は、締約国（日本のこと：筆者注）が未だ独立した国内人権機構を設立していないことに懸念をもって留意する」と述べた上で、「パリ原則に適合し、締約国が受諾した全ての国際人権基準をカバーする幅広い権限を有し、かつ、公的機関による人権侵害の申立を検討し対処する能力を有する独立した国内人権機構を政府の外に設立すべきであり、機構に対して適切な財政的及び人的資源を割り当てるべきである」と勧告した。

以上のような国内的・国際的な状況を鑑みれば、人権委員会の設立はもはや一刻の猶予もならない喫緊の課題であり、日本が国連人権理事会の理事国であることを考えれば、なおさらのことである。その一方、人権委員会のような市民生活と密接に関連した国家機関

の設立には、市民の理解と支持が欠かせない。そのためにも、過去の2回の人権委員会構想がどのような経緯で提案され、そしてなぜ実現を見なかったのかをいま一度振り返り、その省察の上に立って、実効性のある機関の設立を模索すべきであろう。この小稿がその一助となれば幸いである。

#### 注

- <sup>1</sup> 人権擁護法案の内容や問題点、及びそれが策定されるに至った経緯については、金子匡良「国の人権政策」江橋崇・山崎公士（編著）『人権政策学のすすめ』（学陽書房・2003年）101頁以下参照。
- <sup>2</sup> 各国の国内人権機関については、NMP研究会ほか（編著）『国内人権機関の国際比較』（現代人文社・2001年）参照。
- <sup>3</sup> パリ原則とは、国内人権機関の権限や構成等について定めた国連の決議であり、1992年に国連人権委員会で、翌1993年に国連総会で採択された。詳しくは、山崎公士「人権擁護制度の実効性と国内人権機関に関する国連のパリ原則」法学セミナー523号（1998年）参照。
- <sup>4</sup> 日本政府は、国連の規約人権委員会などに対して、法務省管轄の人権擁護委員が国内人権機関に当たると説明しているが、規約人権委員会はこの主張を認めていない。
- <sup>5</sup> なお、具体的な救済手続が法定されていない点は、人権擁護局の行う人権救済についても同じである。人権擁護局の実施する人権救済の手続・方法については、当時も現在も法務省の訓令である人権侵犯事件処理規程に依っており、人権委員会設置法案の提案者も、とりあえずはこの規程を利用することを考えていたと推測される。
- <sup>6</sup> 第19回国会参議院内閣委員会会議録第22号（昭和29年4月16日）1頁。
- <sup>7</sup> 前掲注6）1頁。
- <sup>8</sup> なお、同じく政府の一員として委員会に出席していた戸田正直・法務省人権擁護局長は、「純理論的な立場で極めて高所から私としての意見を述べたい」と前置きした上で、人権擁護機関には独立性が必要であり、また既存の人権擁護局は機構と予算の両面において貧弱であり、国民の人権の擁護はできないと述べて、人権委員会設置法案に好意的な姿勢を示し、三浦政務次官の答弁とは食い違いを見せた。（第19回国会参議院内閣委員会会議録第27号（昭和29年5月4日）1頁－2頁。）
- <sup>9</sup> 前掲注8）1頁。
- <sup>10</sup> 法案提出者の代表は社会党の龜田得治であったが、当時の社会党的動向を記録した出版物、例えば、山崎広『日本社会党十年史』（内外政治研究会・1956年）、日本社会党史編纂会（編）『日本社会党史』（1962年）、日本社会党結党20周年記念事業実行委員会（編）『日本社会党20年の記録』（1965年）などを見ても、人権委員会設置法に関する記述は見あたらない。
- <sup>11</sup> 法務省人権擁護局「わが國の人権擁護の二〇年」法曹時報22巻3号（1970年）130頁。
- <sup>12</sup> 1948年に人権擁護局が発足した当初は、25名の職員が割り当てられていたが、年々減少し、1953年度には14名となっていた。ただし、法務局からの出向者が2名いたため、実数は16名であった。
- <sup>13</sup> 法務省人権擁護局・前掲注11）123頁－124頁。なお、村八分については、人権擁護局自身が「最近の村八分」という個別のレポートを発表している。当時、村八分が問題視されていた一つの証左といえよう。（人権擁護局「最近の村八分」法律時報25巻11号（1953）参照。）また、法務省の文書には現れていないが、女性への差別や暴行、あるいは占領軍（独立後にあっては駐留軍）による暴行等も重大な人権問題として指摘されていた。これらにつき、当時の新聞・雑誌記事に基づいて実態を紹介したものとして、鈴木安蔵「実例に見る人権蹂躪」中央公論68巻2号（1953）参照。
- <sup>14</sup> 第1回国会における鈴木義男・司法大臣の答弁。（第1回国会参議院決算・司法連合委員会会議録第1号（昭和22年11月28日）6頁。）
- <sup>15</sup> 塚田十一郎・行政管理庁長官や大野木克彦・同次長などが、そうした構想を明らかにしている。（第18回国会参議院内閣委員会会議録第2号（昭和28年12月7日）5頁、及び第19回国会参議院地方行政委員会会議第3号（昭和28年12月15日）1頁参照。）

- <sup>16</sup> 第19回国会参議院内閣委員会会議録第4号（昭和29年2月18日）3頁－4頁参照。なお、発足から1950年代までの人権擁護局の変遷については、法務省人権擁護局（編）『人権擁護の三〇年』（1978年）3頁－4頁参照。
- <sup>17</sup> 人権擁護局の廃止・縮小を目指す動きはその後も続き、80年代の行政改革期には、第二次臨時行政調査会（第二次臨調）が、「人権擁護行政の行政目的はすでに達成されており、人権擁護局を存置する必要性はなくなった」とする意見を出している。近年では、2001年に実施された中央省庁再編に伴う行政部局の整理統合に際して、人権擁護局の廃止と「人権擁護推進本部」への改編が法務省によって計画されたが、政府内部で「焼け太り」との反発にあつたため、人権擁護局の廃止は見送られ、代わりに訟務局が廃止された。（1999年3月11日付産経新聞参照。）
- <sup>18</sup> 森真一郎「人権擁護局の使命と性格」法律新報750号（1948年）
- <sup>19</sup> 国会に提出された当初は「最高法務庁設置法案」であったが、審議の過程で修正され、法務府設置法案となった。
- <sup>20</sup> 第1回国会参議院決算・司法連合委員会会議録第3号（昭和22年12月3日）5頁－6頁。
- <sup>21</sup> 以上、第13回国会参議院内閣委員会会議録第44号（昭和27年6月17日）8頁－9頁。
- <sup>22</sup> 望ましい人権委員会のあり方については、金子・前掲注1) 108頁以下参照。
- <sup>23</sup> CCPR/C/JPN/CO/5 (30 October 2008)。なお、引用部分は外務省のホームページに掲載された仮訳（[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/jiyu\\_kenkai.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/jiyu_kenkai.pdf)）による。

【資料】人権委員会設置法案（1954年（昭和29年）3月31日国会提出）

（目的）

第一条 この法律は、人権委員会の事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する事務を能率的に遂行するに足りる組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二条 人権擁護に関する事務をつかさどらせるため、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項の規定に基いて、法務省の外局として、人権委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（権限）

第三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

六 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

七 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

八 委員会の公印を制定すること。

九 人権侵犯事件又は人権侵犯を生ずるおそれのある事件につき、調査をし、及び情報を収集すること。

十 人権侵犯事件又は人権侵犯を生ずるおそれのある事件に関し、その救済又は予防のため、関係機関に勧告し、その他適切な措置をとること。

十一 民間ににおける人権擁護運動を助長すること。

十二 人権擁護委員に関する事務を行うこと。

十三 人身保護、貧困者の訴訟援助その他人権擁護に関する事務を行うこと。

十四 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き委員会に属させられた権限

(職権の行使)

第四条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第五条 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

(委員長及び委員の任命)

第六条 委員長及び委員は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者のうちから、両議院の同意を得て、法務大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、法務大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、法務大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

4 委員長及び委員の任命については、そのうちの三人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

5 委員は、非常勤とする。

(任期)

第七条 委員長及び委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

(身分保障)

第八条 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合並びに第六条第三項及び第十条の場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁こ以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められ、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第九条 法務大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第十条 法務大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。

2 前項の規定は、政党所属関係に異動のなかつた委員長又は委員の地位に影響を及ぼすものではない。

(委員長)

第十一條 委員長は、会務を総理し、委員会長代表する。

2 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に故障があるときに委員長を代理する者を定めて置かなければならない。

(会議)

第十二条 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、第八条第三号に規定する認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一一致がなければならない。

(給与)

第十三条 委員長及び委員は、別に法律の定めるところにより、給与を受ける。

(規則の制定)

第十四条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、人権委員会規則を制定することができる。

(事務局)

第十五条 委員会に関する事務を処理させるため、委員会に、事務局を置く。

2 委員会の事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

4 委員会の事務局に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）の定めるところによる。

(法務局等の事務分掌)

第十六条 委員会の所掌事務は、法務局及び地方法務局において分掌するものとする。

2 委員会は、その所掌事務に関し、法務局及び地方法務局の事を指揮監督する。

(調査)

第十七条 委員会は、その職務を行うため必要があるときは、公務所若しくは公私の団体又はこれらの職員その他関係のある者に対し、出頭、報告、情報又は資料の提出を求めることができる。

(調査の嘱託)

第十八条 委員会は、その職務を行うため必要があるときは、人権擁護委員若しくは公務所又は弁護士会、日本弁護士連合会その他の団体又は学識経験のある者に対し、必要な調査を嘱託することができる。

(勧告等)

第十九条 委員会は、人権侵犯事件又は人権侵犯を生ずるおそれのある事件があると認めるとときは、その救済又は予防のため、関係機関に対し勧告をし、その他適切な措置をとることができる。

2 委員会は、前項の規定により関係機関に対し勧告をしたときは、当該関係機関に対し、その勧告に基いてとった措置について報告を求めることができる。

(国会への報告)

第二十条 委員会は、法務大臣を経由して、国会に対し、毎年所掌事務の処理状況を報告しなければならない。

(費用の弁償)

第二十一条 第十七条又は第十八条の規定により、出頭し、又は嘱託を受けて調査した者は、政令の定めるところにより、これに要する費用の弁償を受けることができる。

附 則

1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

(以下省略)